

西尾市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西尾市公契約条例（令和2年西尾市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約の範囲)

第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める契約は、次の各号に掲げる契約のいずれかに該当するものとする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約
 - ア 市庁舎等の受付又は案内業務
 - イ 一般廃棄物又は資源等収集運搬業務
 - ウ 給食調理等業務
 - エ 火葬業務
- (3) 予定価格が1,000万円以上の西尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例（平成17年西尾市条例第9号）第8条の規定により締結する協定のうち、公募によるもの

(労働環境の報告)

第3条 条例第8条第1項に規定する書類の提出は、契約を締結した日から7日以内に労働環境報告書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 前項の規定により提出した労働環境報告書の内容に異動が生じた場合は、異動の事実があった日から起算して7日以内に異動後の労働環境報告書を提出するものとする。
- 3 前2項の場合において、対象受注者が下請負者との契約を締結したときは、対象受注者が取りまとめて、当該契約を締結した日から又は当該異動の事実があった日から起算して7日以内に提出するものとする。

(労働者の申出)

第4条 条例第10条に規定する申出は、労働報酬に係る申出書（様式第2号）により行うものとする。

(立入調査等)

第5条 条例第12条第1項に規定する報告は、調査結果報告書（様式第3号）を提出してしなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第4号）によるものとする。

(是正措置等)

第7条 条例第13条第2項に規定する報告は、是正措置報告書（様式第5号）を提出してしなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

附 則（令和3年3月25日規則第1号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。